

第7回放射線モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時：平成 25 年 10 月 31 日(火) 10:00～12:00

2. 開催場所：日本電気協会 4 階 A 会議室

3. 参加者(順不同, 敬称略)

- 出席委員:吉林主査代行(中部電力),天野(東北電力),伊藤(日本原電),熊谷(中国電力),五嶋(三菱重工),高平(東京電力),竹田(電源開発),沼端(日本原燃),岸本(北陸電力),吉永(九州電力),堀(原子力研究開発機構),伊藤(富士電機)
(計12名)
- 代理出席者:柴(原子力研究開発機構,遠藤代理),小田中(東芝,後藤代理),荒巻(関西電力,中村代理),鳥谷部(日立 GE, 小山代理)
(計4名)
- オブザーバ:
(計0名)
- 欠席委員:青野(四国電力),太田(日立アロカ),菊池(北海道電力),柚木(産総研)
(計4名)
- 事務局:芝(日本電気協会)
(計1名)

4. 配付資料

資料 7-1 委員名簿

資料 7-2 第 6 回放射線モニタリング指針検討会議事録(案)

資料 7-3 「原子力発電所 放射線モニタリング指針改定比較表」(案)

資料 7-4 事故調報告書等 対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表(改定版)

資料 7-5 放射線モニタリング指針改定作業におけるスケジュール(改定案)及び分担

参考資料 1 第 11 回放射線管理分科会議事録

参考資料 2 JEAC4606-2003「原子力発電所放射線モニタリング指針」の検討状況

参考資料 3 放射線モニタリング指針改定作業におけるスケジュール及び分担

参考資料 4 第 48 回 原子力規格委員会 議事録(案)

5. 議事

(1) 会議定足数などの確認

事務局より、代理出席者を含めて出席委員数は 16 名であり、検討会決議に必要な条件(委員総数(20 名)の 3 分の 2 以上の出席)を満たしていることの報告があった。前回議事録については資料 7-2 で確認し、一部修正し、正式な議事録とすることとなった。

事務局より、議事録については 1 ヶ月を目途に HP に掲載するので、議事録案を 2～3 週間で委員に送るので確認してほしいとの説明があった。

委員からは、議事録案については、できるだけ早く送ってほしいとの意見があった。

(2) 規格改定作業スケジュールについて

主査代行より、規格改定に係わる計画と状況について、分科会長に説明した内容について説明があった。分科会長からは、スケジュールを変更する場合は、その理由について、課題と問題点も含めて報告してほしいとの指摘があったとの報告があった。

主査代行より整理表(資料 7-4)に基づき分科会で指摘された内容等の懸案事項について説明

があり議論した。また、各委員より新規制基準適合性審査の状況等を踏まえた指針への対応について意見が示された。本資料については、各委員の分担に従って対応案と課題の充実見直すこととなった。次回分科会に報告することで見直すこととなった。また、それらが、事故調査、新規制基準対応、その他（検討会等検討事項）の対応なのかがわかるようフォーマットを見直すことになった。（各担当は、11月14日（木）までに見直し事務局に連絡、事務局よりフォーマットを来週はじめまでに連絡する。）

（主な意見とコメント）

- ・プロセスモニターにフィルタバントを追加する。
 - ・5.2.1. モニタリングポストの伝送系は、規制要求は多重化ではなく多様化である。
 - ・モニタリングポストの耐震クラスは現行「C」であるが、将来はクラスが見直される可能性がある。重大事故時の使用を前提にするとクラスの見直しが必要と考えられるが、可搬型ポストを導入する予定であり、両者の位置付けに基づいて検討していく必要がある。
 - ・NRA は海洋モニタリングについても言及しており、追加しては。放出源の評価のためにと言われている。
- LOCA 等では、線量が高くモニタリングは難しい。
- 追加するかも含めて検討する。表現は見直す必要がある。
- ・気象設備は、範疇外か、入れるべきでは。
- 表には気象の項目がないので、気象設備の記載を追加し、指針への反映について議論する。
- ・気象設備の耐震クラスは言われていない。
 - ・本資料は、事故調査、新規制基準や過去の分科会には検討会での議論の内容が含まれている。各委員はその観点（事故調だけでなく検討会、分科会の議論も含めて）から見直してほしい。
 - ・2. 2 関係指針類の項に記載されている放射線モニタに関する安全重要度の規定については、本指針に記載する内容としては違和感がある。指針全体の内容を見てから記載するかを判断する。
 - ・3 のプロセスモニタ 45 の内容については、線量マップの作成を記載するかどうか判断する必要がある。記載する場合は4のエリアモニタが適切ではないかと思われる。
 - ・プロセスモニターにフィルタバントを追加する必要があるのではないか。
 - ・フィルタバントモニタの目的を明確にする必要がある。放出監視か放出量の把握か。
 - ・PWR はフィルタバントモニタを設置する予定はないが、設置までの猶予期間があり、今後追加する可能性がある。
- 分科会には課題の例として説明しており、説明は必要である。いつまでに決まるかを背景も含めて説明する必要がある、記載の有無も含めて検討してほしい。
- PWR ではフィルタバントをいれる予定がないので、設置個所の例にはフィルタバントモニタを追記しない方向で検討する。
- ・校正については JIS に入っているが、指針には何かしら入れる必要があるかについて検討する。

(3) 「原子力発電所 放射線モニタリング指針改定比較表（案）」

資料 7-3 に基づき指針の改定案について提示した。本資料は、整理表（資料 7-4）に合わせて、11月14日を目途に見直すこととなった。（各担当の取り纏め箇所より、事務局に連絡。）

(4) その他

今回の開催日時は、主査代行と事務局で調整を行ない各委員の都合を考慮し周知することとした。

以上